

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2012-136491
(P2012-136491A)

(43) 公開日 平成24年7月19日(2012.7.19)

(51) Int.Cl.

A61K 31/196 (2006.01)
A61K 31/19 (2006.01)
A61K 31/167 (2006.01)
A61P 19/00 (2006.01)
A61P 29/00 (2006.01)

F 1

A 61 K 31/196
A 61 K 31/19
A 61 K 31/167
A 61 P 19/00
A 61 P 29/00

テーマコード(参考)

4C076
4C206

審査請求 未請求 請求項の数 3 O L (全 11 頁) 最終頁に続く

(21) 出願番号

特願2010-291510 (P2010-291510)

(22) 出願日

平成22年12月28日 (2010.12.28)

(71) 出願人 000001959

株式会社 資生堂

東京都中央区銀座7丁目5番5号

(74) 代理人 100094570

弁理士 ▲高▼野 俊彦

(72) 発明者 篠▲崎▼ 裕美子

神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-1
株式会社資生堂リサーチセンター(金沢八
景)内F ターム(参考) 4C076 AA11 AA17 BB31 CC04 CC18
DD02Y DD03Y DD04Y DD07Y DD08Y
DD39Y DD41Y DD46Y DD63Y DD64Y
EE23Y EE27Y
4C206 AA01 AA02 DA14 FA33 GA19
GA31 MA03 MA05 MA36 MA83
NA02 NA03 ZA89 ZB11

(54) 【発明の名称】ウフェナマート含有皮膚外用剤

(57) 【要約】

【課題】高い抗炎症作用が期待され、かつ炎症によって引き起こされるかゆみ、痛み等の不快な症状を改善でき、更に優れた安定性と使用性を有するウフェナマート含有皮膚外用剤を提供すること。

【解決手段】下記成分(a)~(f)を配合することを特徴とするウフェナマート含有皮膚外用剤である。

- (a) ウフェナマート
- (b) グリチルレチン酸又はそのエステル
- (c) リドカイン
- (d) 油分
- (e) 界面活性剤
- (f) 水

【選択図】なし

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

下記成分(a)～(f)を配合することを特徴とするウフェナマート含有皮膚外用剤。

(a)ウフェナマート

(b)グリチルレチン酸又はそのエステル

(c)リドカイン

(d)油分

(e)界面活性剤

(f)水

【請求項 2】

前記(e)界面活性剤が、アニオン性界面活性剤、非イオン性界面活性剤から選択される1種または2種以上であることを特徴とする請求項1記載のウフェナマート含有皮膚外用剤。

【請求項 3】

前記アニオン性界面活性剤が、脂肪酸石けん、高級アルキル硫酸塩であり、また、前記非イオン性界面活性剤が、グリセリン脂肪酸エステル、ポリグリセリン脂肪酸エステル、ソルビタン脂肪酸エステル、ポリオキシエチレンソルビタン脂肪酸エステル、ポリオキシエチレンソルビット脂肪酸エステル、ポリオキシエチレンミツロウ誘導体、ポリオキシエチレンヒマシ油、ポリオキシエチレン硬化ヒマシ油、ポリオキシエチレンアルキルエーテル、ポリオキシエチレンポリオキシプロピレンアルキルエーテル、ポリオキシエチレンアルキルエーテルリン酸塩、ポリエチレングリコール脂肪酸エステル、レシチン誘導体、ジメチルシロキサン・メチル(POE)シロキサン共重合体、ポリエーテル変性シリコーン、アルキルグリセリルエーテルから選択される1種又は2種以上であることを特徴とする請求項2記載のウフェナマート含有皮膚外用剤。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明はウフェナマート含有皮膚外用剤に関する。更に詳しくは、高い抗炎症作用が期待され、かつ炎症によって引き起こされるかゆみや痛み等の不快な症状を改善でき、更に優れた安定性と使用性を有するウフェナマート含有皮膚外用剤に関する。

【背景技術】

【0002】

ウフェナマート(別名：フルフェナム酸ブチル)は、医薬品の非ステロイド系抗炎症剤として皮膚疾患の治療に用いられている。

【0003】

しかしながら、ウフェナマートは水難溶性の薬剤のため、皮膚外用剤等の製剤中に安定に配合することは困難であった。

【0004】

これに対して、特許文献1にはウフェナマート含有乳化製剤の発明が開示されている。特許文献1記載の発明は、ウフェナマート及びHLBが8～15である乳化剤を含む油相中に水を加えて乳化させ、そのエマルジョン(乳化粒子)の平均粒子径が0.5μm以下の微細エマルジョンからなるO/W型乳化製剤を提供することによって、ウフェナマートを含有する製剤の安定化を図り、さらに患部に負担をかけることなく塗擦可能な良好な使用感を発揮させることを目的とするものである。

【0005】

また、特許文献2には、ウフェナマートとリドカインとマレイン酸クロルフェニラミンと酢酸トコフェロールと尿素とを配合する皮膚外用剤が開示されている。特許文献2記載の皮膚外用剤の目的は、乾燥性皮膚疾患治療に対して消炎鎮痛作用を有する有効な皮膚外用剤を提供することにある。

【0006】

10

20

30

40

50

従来、ウフェナマートを含有する皮膚外用剤は数多く存在するが、より高い抗炎症作用が期待され、かつ炎症によって引き起こされるかゆみや痛み等の不快な症状を改善でき、更に安定性や使用性も良好な皮膚外用剤の製剤は存在しなかった。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0007】

【特許文献1】特開2001-97859号公報

【特許文献2】特開平11-302167号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

10

【0008】

本発明の目的は、上述した観点に鑑み、ウフェナマートを含有する皮膚外用剤において、より高い抗炎症作用が期待され、かつ炎症によって引き起こされるかゆみや痛み等の不快な症状を改善でき、更に、優れた安定性と使用性を発揮する皮膚外用剤を提供することである。

【課題を解決するための手段】

【0009】

すなわち、本発明は、下記成分(a)～(f)を配合することを特徴とするウフェナマート含有皮膚外用剤を提供するものである。

20

(a)ウフェナマート

(b)グリチルレチン酸又はそのエステル

(c)リドカイン

(d)油

(e)界面活性剤

(f)水

【0010】

また、本発明は、前記(e)界面活性剤が、アニオン性界面活性剤、非イオン性界面活性剤から選択される1種または2種以上であることを特徴とする上記のウフェナマート含有皮膚外用剤を提供するものである。

30

【0011】

さらに、本発明は、前記アニオン性界面活性剤が、脂肪酸石けん、高級アルキル硫酸塩であり、また、前記非イオン性界面活性剤が、グリセリン脂肪酸エステル、ポリグリセリン脂肪酸エステル、ソルビタン脂肪酸エステル、ポリオキシエチレンソルビタン脂肪酸エステル、ポリオキシエチレンソルビット脂肪酸エステル、ポリオキシエチレンミツロウ誘導体、ポリオキシエチレンヒマシ油、ポリオキシエチレン硬化ヒマシ油、ポリオキシエチレンアルキルエーテル、ポリオキシエチレンポリオキシプロピレンアルキルエーテル、ポリオキシエチレンアルキルエーテルリン酸塩、ポリエチレングリコール脂肪酸エステル、レシチン誘導体、ジメチルシロキサン・メチル(P O E)シロキサン共重合体、ポリエーテル変性シリコーン、アルキルグリセリルエーテルから選択される1種又は2種以上であることを特徴とする上記のウフェナマート含有皮膚外用剤を提供するものである。

40

【発明の効果】

【0012】

本発明の効果は、メカニズムの異なる複数の抗炎症剤(ウフェナマート、グリチルレチン酸又はそのエステル)と、かゆみや痛み等の不快な症状を改善するための局所麻酔剤(リドカイン)を使用することによって、高い抗炎症作用が期待され、かつ炎症によって引き起こされるかゆみや痛み等の不快な症状を改善でき、更に安定性や使用性にも優れたウフェナマート含有皮膚外用剤を提供できたことである。

【発明を実施するための形態】

【0013】

「(a)ウフェナマート」

50

本発明に用いる(a)ウフェナマートは、膜安定化及び活性酸素生成抑制作用など生体膜との相互作用等により、血管透過性亢進抑制作用や浮腫抑制作用などの抗炎症作用を有することが知られ、非ステロイド系抗炎症剤として公知の水難溶性薬剤である。

【 0 0 1 4 】

< 配合量 >

(a)ウフェナマートの配合量は、皮膚外用剤全量に対して、1～10質量%配合することが可能であり、好ましくは1～7質量%、さらに好ましくは1～5質量%である。

【 0 0 1 5 】

「(b)グリチルレチン酸又はそのエステル」

本発明に用いる(b)グリチルレチン酸又はそのエステルは、ホスホリパーゼA2阻害作用や肥満細胞脱顆粒抑制作用などにより抗炎症作用を有することが知られ、ウフェナマートとはメカニズムが異なる公知の水難溶性薬剤である。 10

また、グリチルレチン酸のエステルとしては、例えば、グリチルレチン酸ステアリルが好ましく使用される

【 0 0 1 6 】

< 配合量 >

(b)グリチルレチン酸又はそのエステルの配合量は、皮膚外用剤全量に対して、0.01～7質量%配合することが可能であり、好ましくは0.01～5質量%、さらに好ましくは0.01～3質量%である。

【 0 0 1 7 】

「(c)リドカイン」

本発明に用いる(c)リドカインは、局所麻酔剤として公知の水難溶性薬剤である。

【 0 0 1 8 】

< 配合量 >

(c)リドカインの配合量は、皮膚外用剤全量に対して、1～10質量%配合することが可能であり、好ましくは1～6質量%、さらに好ましくは1～3質量%である

【 0 0 1 9 】

「(d)油分」

本発明の皮膚外用剤は、乳化組成物が好ましく、水中油型乳化組成物又は油中水型乳化組成物の油相を構成する成分として油分を配合する。 30

油分は特に限定されず、例えば、油脂、口ウ、炭化水素油、植物油、高級脂肪酸、高級アルコール、合成エステル油、シリコーン油等が挙げられる。

具体的には、マイクロクリスタリンワックス、ミツロウ等の固体油分、白色ワセリン、黄色ワセリン等の半固体油分、流動パラフィン、スクワラン、各種シリコーン油等の非極性流動油分、ミリスチン酸イソプロピルやトリイソオクタン酸グリセリンなどの極性油分等が配合可能である。

【 0 0 2 0 】

< 配合量 >

(g)油分の配合量は、適宜決定されるが、皮膚外用剤全量に対して、0.001～95質量%配合することが可能であり、好ましくは0.01～70質量%、さらに好ましくは0.01～50質量%である。 40

【 0 0 2 1 】

「(e)界面活性剤」

本発明に用いる界面活性剤は、アニオン性界面活性剤及び/又は非イオン性界面活性剤から選択されることが好ましい。さらには以下に示す界面活性剤の1種又は2種以上がより好ましく使用される。

アニオン界面活性剤としては、例えば、脂肪酸セッケン（例えば、ステアリン酸ナトリウム、ベヘニン酸カリウム、ラウリン酸ナトリウム、パルミチン酸ナトリウム等）；高級アルキル硫酸塩（例えば、セチル硫酸ナトリウム、ラウリル硫酸ナトリウム、ラウリル硫酸カリウム等）が好ましい。

10

20

30

40

50

また、非イオン界面活性剤としては、例えば、ソルビタン脂肪酸エステル類（例えば、ヤシ油脂肪酸ソルビタン、モノオレイン酸ソルビタン、セスキオレイン酸ソルビタン、トリオレイン酸ソルビタン等）；グリセリン脂肪酸エステル類（例えば、ステアリン酸グリセリル、ミリスチン酸グリセリル、イソステアリン酸グリセリル、オレイン酸グリセリル等）；ポリグリセリン脂肪酸エステル類（例えば、モノステアリン酸ポリグリセリル、モノオレイン酸ポリグリセリル、モノラウリン酸ポリグリセリル、ジステアリン酸ポリグリセリル、トリステアリン酸デカグリセリル、トリオレイン酸ポリグリセリル、ペニタステアリン酸デカグリセリル、ペニタオレイン酸デカグリセリル、ヘプタステアリン酸ポリグリセリル、デカステアリン酸ポリグリセリル、デカオレイン酸ポリグリセリル、縮合リシノレイン酸デカグリセリル等）；プロピレングリコール脂肪酸エステル類（例えば、モノステアリン酸プロピレングリコール等）；POEヒマシ油類；POE硬化ヒマシ油類；グリセリンアルキルエーテル；POEソルビタン脂肪酸エステル類（例えば、POEヤシ油脂肪酸ソルビタン、モノステアリン酸POEソルビタン、モノオレイン酸POEソルビタン等）；POEソルビット脂肪酸エステル類（例えば、モノラウリン酸POEソルビット、テトラステアリン酸POEソルビット等）；POEグリセリン脂肪酸エステル類（例えば、モノステアリン酸POEグリセリル、POEオレイン酸グリセリル、トリイソステアリン酸POEグリセリル等）；ポリエチレングリコール脂肪酸エステル類（例えば、モノラウリン酸ポリエチレングリコール、モノステアリン酸ポリエチレングリコール、モノオレイン酸ポリエチレングリコール、ジステアリン酸エチレングリコール等）；POEアルキルエーテル類（例えば、POEラウリルエーテル、POEセチルエーテル、POEオレイルエーテル、POEステアリルエーテル、POEベヘニルエーテル、POE-2-オクチルドデシルエーテル、POEコレスタノールエーテル等）；プルロニック型類（例えば、プルロニック等）；POE・POP-アルキルエーテル類（例えば、POE・POP-セチルエーテル、POE・POP-2-デシルテトラデシルエーテル、POE・POP-モノブチルエーテル、POE・POP-水添ラノリン、POE・POP-グリセリンエーテル等）；テトラPOE・テトラPOP-エチレンジアミン縮合物類（例えば、テトロニック等）；POEミツロウ誘導体類（例えば、POEソルビットミツロウ等）；POEラノリン誘導体類（例えば、POEラノリン、POEラノリンアルコール等）；アルカノールアミド（例えば、ヤシ油脂肪酸ジエタノールアミド、ラウリン酸モノエタノールアミド、脂肪酸イソプロパノールアミド等）；POEステロール類（例えば、POEフィトステロール等）；POE水素添加ステロール類（例えば、POEフィトスタノール等）；POEプロピレングリコール脂肪酸エステル類；POEアルキルアミン類；POE脂肪酸アミド類；ショ糖脂肪酸エステル類；アルキルエトキシジメチルアミノキシド類；トリオレイルリン酸類；レシチン誘導体類；ジメチルシロキサン・メチル（POE）シロキサン共重合体；ステアロイル乳酸ナトリウム；アクリル酸・メタクリル酸アルキル共重合体；ポリエーテル変性シリコーン類；POEアルキルエーテルリン酸類（例えば、POEラウリルエーテルリン酸等）；POEアルキルエーテルリン酸塩類（例えば、POEオレイルエーテルリン酸ナトリウム、POEセチルエーテルリン酸ナトリウム等）等が挙げられる。

特にグリセリン脂肪酸エステル、ポリグリセリン脂肪酸エステル、ソルビタン脂肪酸エステル、ポリオキシエチレンソルビタン脂肪酸エステル、ポリオキシエチレンソルビット脂肪酸エステル、ポリオキシエチレンミツロウ誘導体、ポリオキシエチレンヒマシ油、ポリオキシエチレン硬化ヒマシ油、ポリオキシエチレンアルキルエーテル、ポリオキシエチレンポリオキシプロピレンアルキルエーテル、ポリオキシエチレンアルキルエーテルリン酸塩、ポリエチレングリコール脂肪酸エステル、レシチン誘導体、ジメチルシロキサン・メチル（POE）シロキサン共重合体、ポリエーテル変性シリコーン、アルキルグリセリルエーテルから選択される1種又は2種以上の非イオン性界面活性剤は好ましい。

【0022】

<配合量>

(e) 界面活性剤の配合量は、適宜決定されるが、皮膚外用剤全量に対して、0.001～20質量%配合することが可能であり、好ましくは0.01～10質量%、さらに好

10

20

30

40

50

ましくは 0 . 1 ~ 5 質量 % である。

【 0 0 2 3 】

「(f) 水」

本発明に用いる水は、水性成分と共に乳化組成物の水相を構成する。

本発明においては、水性成分として、グリセリン、1 , 3 - ブチレンジリコール、プロピレンジリコール、ポリエチレンジリコール、ヒアルロン酸ナトリウム、ポリクオタニウム - 51 、エタノール等を適宜配合することが出来る。

【 0 0 2 4 】

< 配合量 >

(f) 水の配合量は適宜決定されるが、皮膚外用剤全量に対して、0 . 0 0 1 ~ 9 5 質量 % 配合することが可能であり、好ましくは 0 . 0 1 ~ 8 0 質量 % 、さらに好ましくは 0 . 1 ~ 7 5 質量 % である。

10

【 0 0 2 5 】

「乳化組成物」

本発明の皮膚外用剤は、水中油型乳化組成物又は油中水型乳化組成物であることが好ましく、使用性の観点から特に水中油型乳化組成物が好ましい。乳化組成物は、(a) ウフェナマートと(b) グリチルレチン酸又はそのエステルと(c) リドカインと(f) 油分と(e) 界面活性剤を加熱し、攪拌混合した油相成分と、(f) 水を含む水相成分とを、高速乳化機中に徐々に添加し、乳化混合して常法により製造される。

20

【 0 0 2 6 】

本発明の皮膚外用剤には、上記必須成分の他に、本発明の効果を妨げない範囲で、必要に応じ、各種有効成分、粉末、保湿剤、金属イオン封鎖剤、低級アルコール、多価アルコール、増粘剤、pH調節剤、安定化剤、酸化防止剤、防腐剤、香料等を適宜配合して、常法により製造することができる。

【 実施例 】

【 0 0 2 7 】

本発明について以下に実施例を挙げてさらに詳述するが、本発明はこれらの実施例により限定されるものではない。配合量は特記しない限り質量 % である。

【 0 0 2 8 】

< 「表 1 」に示す皮膚外用剤の製法 >

30

油相成分にウフェナマート、グリチルレチン酸、リドカイン、界面活性剤を加熱溶解したものと、水相成分とを、乳化機に徐々に添加し乳化処理を行って、常法により水中油型乳化組成物からなる皮膚外用剤(クリーム)を調製した。

【 0 0 2 9 】

< 製剤安定性 >

「表 1 」の皮膚外用剤を 50 の恒温槽に保存して、製造直後から 2 ヶ月後の外観変化を目視により判定し、下記評価基準によって評価した。

40

< 評価基準 >

： 分離、離漿、沈殿等、何らの変化も観察されなかった。

× : 分離、離漿、沈殿等、何らかの変化が観察された。

40

【 0 0 3 0 】

< 使用性(肌へのなじみ感) >

「表 1 」の皮膚外用剤を、専門パネル(5名)により実使用試験を行った。皮膚外用剤を前腕の皮膚に塗布した際の使用性(肌へのなじみ感)を下記評価基準によって評価した。

50

< 評価基準 >

： 5 名中 4 名以上が肌へのなじみが良いと判断した。

： 5 名中 2 ~ 3 名が肌へのなじみが良いと判断した。

× : 5 名中 0 ~ 1 名が肌へのなじみが良いと判断した。

【0031】

【表1】

	実施例1	比較例1	比較例2	比較例3	比較例4
(a) ウフェナマート	5. 0	—	—	5. 0	5. 0
インドメタシン	—	5. 0	—	—	—
ブフェキサマク	—	—	5. 0	—	—
(c) リドカイン	2. 0	2. 0	2. 0	2. 0	2. 0
(b) グリチルレチン酸	0. 3	0. 3	0. 3	—	0. 3
グリチルリチン酸ジカリウム	—	—	—	2. 0	—
(d) 流動パラフィン	7. 0	7. 0	7. 0	7. 0	7. 0
(d) ジメチルポリシロキサン	0. 5	0. 5	0. 5	0. 5	0. 5
(d) ミリスチン酸イソプロピル	1. 5	1. 5	1. 5	1. 5	1. 5
(d) トリイソオクタン酸グリセリン	0. 5	0. 5	0. 5	0. 5	0. 5
(d) ステアリルアルコール	2. 5	2. 5	2. 5	2. 5	2. 5
(d) ベヘニルアルコール	1. 0	1. 0	1. 0	1. 0	1. 0
(e) モノステアリン酸ポリエチレン グリコール	1. 5	1. 5	1. 5	1. 5	—
(e) モノステアリン酸グリセリン	2. 0	2. 0	2. 0	2. 0	—
塩化セチルトリメチルアンモニウム	—	—	—	—	3. 5
(f) 水	to 100				
製剤安定性 (50°C 2ヶ月)	○	×	×	○	×
使用性 (肌へのなじみ感)	○	×	×	×	×

【0032】

上記の結果から、本発明の必須成分を全て配合された実施例1は、製剤安定性と使用性に優れていることが分かる。

一方、ウフェナマートを配合せず、その代わりに、同じ非ステロイド系抗炎症剤のインドメタシン、ブフェキサマクを配合した比較例1及び比較例2は、製剤安定性と使用性が劣ることが分かる。

また、比較例3は、グリチルレチン酸に代わって、水溶性の抗炎症剤であるグリチルリチン酸ジカリウムを配合した皮膚外用剤であるが、製剤安定性は実施例1と同様に優れているが、使用性に劣ることが分かる。

さらに、比較例4は、非イオン性界面活性剤に代わってカチオン性界面活性剤を配合した皮膚外用剤であるが、製剤安定性、使用性ともに劣ることが分かる。 10

【0033】

以下に本発明のその他の処方を挙げる。いずれも、製剤安定性と使用性に優れたウフェナマート含有皮膚外用剤である。

【0034】

〔処方例1：湿疹皮膚炎用クリーム〕

配合成分	質量 %	
(a) ウフェナマート	7.0	
塩酸ピリドキシン	0.1	
(c) リドカイン	2.0	20
(b) グリチルレチン酸	0.3	
塩酸ジフェンヒドラミン	0.5	
(d) 流動パラフィン	5.0	
(d) シリコーン油	2.0	
(d) トリイソオクタン酸グリセリン	5.0	
(e) ポリオキシエチレン硬化ヒマシ油(60)	2.0	
(e) モノステアリン酸グリセリン	3.0	
(e) セチル硫酸ナトリウム	0.05	
(d) ステアリルアルコール	3.0	
(d) ベヘニルアルコール	0.5	30
エチルパラベン	0.3	
グリセリン	15.0	
1,3ブチレングリコール	10.0	
コラーゲン	0.5	
ヒアルロン酸ナトリウム	0.1	
水酸化ナトリウム	0.05	
(f) 水	残余	

<製造方法>

実施例1の製法に準じて、常法により、水中油型乳化組成物からなる皮膚外用剤を調製する。 40

【0035】

〔処方例2：かゆみ止めクリーム〕

配合成分	質量 %	
(a) ウフェナマート	5.0	
(c) リドカイン	2.0	
(b) グリチルレチン酸ステアリル	1.0	
ジフェンヒドラミン	1.0	
塩化ベンゼトニウム	0.1	
(d) 白色ワセリン	2.0	
(d) マイクロクリスタリンワックス	0.5	50

(d) スクワラン	7 . 0	
(d) ミリスチン酸イソプロピル	1 . 0	
(e) ステアリン酸ポリオキシル 4 0	1 . 5	
(e) ステアリン酸モノグリセリル(自己乳化型)	2 . 5	
(d) ステアリルアルコール	3 . 0	
(d) セタノール	0 . 5	
ポリエチレングリコール 1 5 0 0	3 . 0	
プロピレングリコール	5 . 0	
クエン酸	0 . 1	
クエン酸ナトリウム	0 . 1 5	10
E D T A - 2 N a	0 . 0 5	
メチルパラベン	0 . 0 5	
フェノキシエタノール	0 . 5	
ポリクオタニウム - 5 1	1 . 0	
カルボキシビニルポリマー	0 . 0 5	
水酸化カリウム	0 . 0 1	
(f) 水	残余	

< 製造方法 >

実施例 1 の製法に準じて、常法により、水中油型乳化組成物からなる皮膚外用剤を調製する。

20

【 0 0 3 6 】

〔 处方例 3 : 抗炎症用乳液 〕

配合成分	質量 %	
(a) ウフェナマート	3 . 0	
(b) グリチルレチン酸	0 . 0 1	
(c) リドカイン	2 . 0	
トコフェロール酢酸エステル	0 . 0 1	
ビタミン A 油	0 . 2	
- オリザノール	1 . 0	
塩化ベンゼトニウム	0 . 0 1	30
(d) オリーブ油	3 . 0	
(d) 軽質流動パラフィン	4 . 0	
(e) ポリオキシエチレンベヘニルエーテル (2 0)	1 . 0	
(e) ステアリン酸モノグリセリル	0 . 5	
(e) ジメチルシロキサン・メチル (P O E) シロキサン共重合体	2 . 0	
(d) 環状シリコーン	0 . 5	
(d) ステアリルアルコール	0 . 5	
(d) ベヘニルアルコール	2 . 5	
グリセリン	7 . 0	40
ポリエチレングリコール 2 0 0 0 0	0 . 5	
フェノキシエタノール	0 . 3	
エチルパラベン	0 . 2	
酒石酸	0 . 0 5	
酒石酸ナトリウム	0 . 1	
セラミド	0 . 0 1	
アセチル化ヒアルロン酸 N a	0 . 0 0 1	
カルボキシビニルポリマー	0 . 5	
トリエタノールアミン	0 . 1	
(f) 水	残余	50

< 製造方法 >

実施例 1 の製法に準じて、常法により、水中油型乳化組成物からなる皮膚外用剤を調製する。

【 0 0 3 7 】

〔 処方例 4 : 抗炎症用 W / O クリーム 〕

配合成分	質量 %	
(a) ウフェナマート	5 . 0	
(b) グリチルレチン酸	0 . 5	
(c) リドカイン	2 . 5	
ビタミン B 2	0 . 0 0 1	10
トコフェロール酢酸エステル	0 . 5	
(d) 流動パラフィン	1 2 . 0	
(d) ジメチルポリシロキサン	3 . 5	
(d) ミリスチン酸イソプロピル	2 . 0	
(d) 白色ワセリン	1 . 5	
(d) マイクロクリスタリンワックス	0 . 3	
(e) ポリオキシエチレン硬化ヒマシ油 (5)	5 . 0	
(e) セスキオレイン酸ソルビタン	0 . 6	
(e) ポリエーテル変性シリコーン	0 . 6	
プロピレングリコール	5 . 0	20
グリセリン	8 . 0	
マクロゴール 6 0 0 0	1 . 0	
ブチルパラベン	0 . 1	
グルタミン酸ナトリウム	2 . 0	
エデト酸ナトリウム	0 . 0 3	
デキストリンパルミチン酸エステル	1 . 5	
(f) 水	残余	

< 製造方法 >

常法により、油中水型乳化組成物からなる抗炎症用 W / O クリームを調製する。

【 産業上の利用可能性 】

【 0 0 3 8 】

本発明によれば、高い抗炎症作用が期待され、かつ炎症によって引き起こされるかゆみ、痛み等の不快な症状を改善でき、更に優れた安定性と使用性を有するウフェナマート含有皮膚外用剤を提供できる。本発明のウフェナマート含有皮膚外用剤は、新規有用な皮膚外用剤として利用価値が大きい。

フロントページの続き

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード(参考)
A 6 1 K 47/44 A 6 1 K 9/10	(2006.01)	A 6 1 K 47/44 A 6 1 K 9/10